

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経営管理部 総務人事課

許認可等の内容		自己情報の訂正、利用停止等の請求に対する決定
根拠法令等及び条項		個人情報の保護に関する法律第94条及び第102条
標準 処理 期間	根拠条項	個人情報の保護に関する法律第94条第1項及び第102条第1項
	設定等年月日	令和 5年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日以内
審査 基準	根拠条項	個人情報の保護に関する法律第90条及び第98条
	参考事項	
	設定等年月日	令和 5年 4月 1日設定 令和 年 月 日最終変更
	【 基 準 】	
	<p>1 保有個人情報の訂正並びに利用の停止、消去及び提供の停止（以下これらを「利用停止等」という。）の停止を請求できる者</p> <p>(1) 本人</p> <p>(2) 法定代理人</p> <p>(3) 任意代理人</p> <p>2 保有個人情報の訂正及び利用停止等の請求をすることができる期間 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内。</p> <p>3 保有個人情報の訂正を請求できる場合 次に掲げる本人の保有個人情報の内容が事実でないと思うとき。</p> <p>(1) 開示決定された保有個人情報</p> <p>(2) 他の法令の規定により開示された保有個人情報</p> <p>4 保有個人情報の利用停止等を請求できる場合 本人の保有個人情報が次に掲げるいずれかに該当すると思うとき。 (利用の停止又は消去)</p> <p>(1) 個人情報の保有の制限に違反して保有されているとき。</p> <p>(2) 不適切な利用をされているとき。</p> <p>(3) 適正な方法で取得されたものでないとき。</p> <p>(4) 法で認められていない目的外利用をしているとき。 (提供の停止)</p> <p>(1) 法で認められていない目的外利用をしているとき。</p>	

(2) 外国にある第三者への提供の制限に違反して提供されているとき。